

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「6,400円」を「7,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

教員特殊業務手当の限度額を引き上げるため、この条例を制定するものである。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号</p> <p>(第1条～第14条 略)</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 教員特殊業務手当は、市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</p> <p>(1) 市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) 市立高等学校等の管理下において行われる部活動等における生徒に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき 7,500円 を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(第16条以下 略)</p>	<p>○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号</p> <p>(第1条～第14条 略)</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第15条 教員特殊業務手当は、市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。</p> <p>(1) 市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学校等」という。）の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(3) 対外運動競技等において生徒を引率して行う指導の業務</p> <p>(4) 市立高等学校等の管理下において行われる部活動等における生徒に対する指導の業務</p> <p>(5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務</p> <p>2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき 6,400円 を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(第16条以下 略)</p>

教員特殊業務手当の改正概要

教育委員会勤労課

1 手当概要

昭和 47 年「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の施行及びこれ併行して行われた人事院規則の一部改正において、教育職員が非常災害の場合における児童生徒の保護等に従事した場合や、その他特殊な勤務に従事した場合に対して特殊業務手当が支給されることとなった。

本市の市立高等学校の教諭等に対しては、概ね県条例等により定められている義務教育諸学校と同水準の手当額を川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例及び教員特殊業務手当の支給に関する規程等の規定に基づき支給している。

2 国及び神奈川県の変向

国においては、第 2 期教育振興基本計画及び教育再生実行会議の第 2 次提言を踏まえ、メリハリのある教員給与体系の確立に向けて、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額を平成 26 年 10 月から増額した。

神奈川県においても、この義務教育費国庫負担金の増額を受け、義務教育諸学校等に勤務する教諭等の教員特殊業務手当の上限額について、平成 26 年 12 月に条例改正を行った。(平成 27 年 4 月 1 日施行)

上限額 6,400円 → 7,500円 (+1,100円)

※手当額の詳細は神奈川県の規則で定めており、条例改正後に改正予定である。

3 本市の変向

市立高等学校に勤務する教諭等が、部活動等の指導や非常災害時等の緊急の業務に長時間あたることは、心身に負担を強いていることであり、真に頑張っている教諭等を支援する必要があること並びに義務教育諸学校及び県立高等学校に勤務する教諭等との均衡を図るため、関係条例等を改正し、市立高等学校の教諭等の教員特殊業務手当について増額改正する。

4 改正内容

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例を改正し、教員特殊業務手当の上限額を改正する。

上限額 6,400円 → 7,500円 (+1,100円)

※手当額の詳細は教員特殊業務手当の支給に関する規程等で定めており、条例改正後に改正予定である。

5 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

参 考

教員特殊業務手当改正予定額 (神奈川県及び川崎市は同額)

業務名	改正前 (日額)	改正後 (日額)
非常災害時等の緊急業務 (生徒保護、防災復旧)	6,400円	7,500円
非常災害時等の緊急業務 (救急業務、緊急補導)	6,000円	7,000円
修学旅行等引率指導業務	3,400円	4,000円
対外運動競技等引率指導業務	3,400円	4,000円
部活動指導業務	2,400円	2,800円